

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、内部統制及びリスク管理を徹底することにより、株主、取引先及び従業員をはじめとした様々なステークホルダーに対して社会的な責任を遂行し、企業価値の最大化に努めております。また、当社は会社経営の健全性の確保を図り、コーポレート・ガバナンスを強化するために、経営管理組織の充実を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
上村 正人	500,700	33.18
カーム有限会社	250,000	16.57
小林 寛子	60,000	3.98
熊谷 尚登	50,000	3.31
エブレン社員持株会	46,172	3.06
菊水電子工業	30,000	1.99
上村和人	23,500	1.56
上村 宏子	23,500	1.56
上村 愛	23,500	1.56
橋本 悟	20,000	1.33

支配株主(親会社を除く)の有無	上村 正人
-----------------	-------

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	3月
-----	----

業種	電気機器
----	------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
---------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
-------------------	---------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社が支配株主との取引等を行う際には、一般取引先と同様の適切な条件で行うことを基本方針とし、取引内容及び条件の妥当性については取締役会において慎重に審議の上決定し、少数株主の利害を害することの無いよう適切に対応してまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
伊沢 雅夫	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
伊沢 雅夫			前職で同業種である菊水電子工業株式会社において常務取締役を務め、技術分野で培われた豊富な知見および経験等を有しております。当社社外取締役として実践的な視点から取締役会などにおいて的確かつ有意義な助言を行っていることから、適任と判断しております。また、同氏は東証が定める独立役員の基準を満たしており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定します

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は監査役会制度を採用しております。監査役会は3名で構成されており、うち1名は常勤監査役であります。毎月1回定例監査役会を開催しており、相互に職務の状況について報告を行うことにより認識を共有化しております。各監査役は、監査役会が定めた監査方針や監査計画に従い、取締役会への出席や重要書類の閲覧等を通して取締役の業務遂行の適法性について監査しており、常に取締役の業務執行を監視できる体制となっております。

また、監査役は会計監査人及び内部監査部門である内部監査室と定期的及び必要に応じて随時、情報及び意見交換を行い、それぞれの監査活動の連携、実効性及び効率性の確保を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
鈴木 秀孝	公認会計士														
徳永 博久	弁護士														

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木 秀孝			公認会計士としての知見を活かし、当社社外監査役として独立した立場と客観的視点から経営上の課題・問題点等に対し取締役会の内外において意見・提案を行っていることから、適任と判断しております。 また、同氏は東証が定める独立役員の基準を満たしており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定します。

徳永 博久		弁護士としての知見を活かし、当社社外監査役として法令・定款違反その他不当な業務執行の事実を監査し、問題点等に対し取締役会の内外において意見・提案を行っていることから、適任と判断しております。 また、同氏は東証が定める独立役員の基準を満たしており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定します。
-------	--	---

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社では、独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

現時点においてインセンティブを付与するための特別な制度は必要ないと考えております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

当社では、取締役報酬及び監査役報酬の総額をそれぞれ開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、取締役の報酬は、(1)固定報酬としての基本報酬(金銭報酬)、及び、(2)業績連動報酬等により構成し、それらの合計総額は、株主総会で決議した報酬等総額(役員賞与を含む。)の限度額以内とする。

ロ. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、株主総会で決議された報酬等総額(役員賞与を含む。)の限度額以内で、役位、職責、在任年数に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

ハ. 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、株主総会で決議された報酬等総額(役員賞与を含む。)の限度額以内で、各事業年度の連結経常利益の目標値に応じて算出された額を、取締役に対する賞与として決定するものとする。

その支給時期は、従業員に対する賞与の支給時期と同一時期とする。

目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう、計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとする。

二. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、取締役会(ホ.の委任を受けた代表取締役社長)は、株主総会で決議された報酬等総額(役員賞与を含む。)の限度額以内で、取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬:業績連動報酬等=3:1とする。

(注)業績連動報酬等は、役員賞与である。

ホ.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法に関する事項

取締役の個人別の報酬額については、当社取締役会決議に基づき、当社代表取締役社長が、その具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とする。

当社取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、株主総会で決議された報酬等総額(役員賞与を含む。)の限度額以内で、報酬総額(賞与総額を含む)を決議するものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該決議の内容に従って決定をしなければならないこととする。

なお、取締役の賞与を含めた取締役報酬等総額は、2020年6月30日の第47期定時株主総会において年額1億300万円(取締役6名)を上限とすると決議いただいております。

また、取締役の報酬等総額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与を含まないものとしております。

監査役の賞与を含めた監査役報酬等総額は、2020年6月30日の第47期定時株主総会において年額200万円(監査役3名)を上限とすると決議いただいております。

当社は監査役の報酬等の総額を株主総会において定め、各監査役への配分については、監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対しては、日常的に情報共有に努め、特に重要な案件については取締役会開催前に事前報告などを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は会社の機関として、会社法に定められている株主総会、取締役会及び監査役会を設置しております。また、会計監査人を設置しております。取締役会のほかに、経営会議を開催しております。内部統制部門として、内部監査室を設置しております。

() 取締役会

当社は定款において、取締役の員数を8名以内とする旨を定めております。取締役の選任につきましては、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。取締役会につきましては、当社の規模と機動性を勘案し、本書提出日現在で、代表取締役社長、取締役5名(うち社外取締役1名)の計6名で構成しております。定例会のほか、必要に応じ臨時取締役会を開催し、重要な意思決定と業務遂行を監督しております。

() 監査役会

当社は監査役会制度を採用しております。監査役会は本書提出日現在3名(うち常勤監査役1名)で構成しており、2名が社外監査役であります。監査役会では、相互に職務の状況について報告を行うことにより認識を共有化しております。

各監査役は監査役会が定めた監査方針や監査計画に従い、取締役会への出席や重要書類の閲覧等を通して取締役の業務遂行の適法性について監査しております。また、部門ごとに年1回行われる定期内部監査に監査役も出席し、適宜に質問や意見・見解を提供するなど、円滑な内部監査の実施に連携を図っております。よって、経営の監視機能の面では十分に機能する体制が整っていると考えており、現状の体制を採用しております。また、監査役が会計監査人と必要の都度協議又は意見交換を実施することができる体制を確立しており、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

() 経営会議

月1回取締役会の前に開催される経営会議では、各業務部門及び会議体からの月次報告等に関する状況を確認し検討を重ねております。

() 内部監査室

当社は、代表取締役社長直属の組織として内部監査室を設けており、1名で構成されております。内部監査規程及び内部統制監査マニュアルに基づき、内部監査年間計画及び実施計画を定め監査を実施しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社においては、上記の組織が定期的又は臨時的に相互に管理監督を行う体制をとることで経営の監視機能は十分に機能していると判断し、現状の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	招集通知について、当社ウェブページに掲載します。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページ上のIR専用ページに、ディスクロージャーポリシーを公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年度末決算発表及び第2四半期決算発表後を目安に、オンラインでの説明会を実施しております。 説明会資料は、当社ホームページに掲載しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの説明会にオンラインで参加いただく形で実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ上のIR専用ページに、決算情報、適時開示情報等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部にて対応いたします。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	健全かつ倫理的に行動し、当グループの企業活動に対する社会の信頼を維持・向上するために遵守すべき基本的な事項を定めた「エブレングループ行動規範」を定め、行動しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境マネジメントプログラム(ISO14001)の認証を取得し、このプログラムの維持を通して環境問題への取り組みを継続強化しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ホームページ、決算説明会等を通じて、すべてのステークホルダーに対して積極的な情報開示を行う方針であります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では、内部統制システムを整備するとともに、運用の徹底を図っております。当社グループでは2020年8月21日の取締役会決議により、以下のとおり会社法及び会社法施行規則に基づき、「内部統制システムに関する基本方針」を定めております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は取締役及び使用人を対象とする行動規範として「エブレングループ 行動規範」を定め、その周知徹底を図るとともに、取締役及び使用人は、自らが主体的に法令、定款、社会的規範等を遵守し業務の遂行にあたる。

当社の監査役は法令に定める取締役会への出席のほか、各会議体からの会議結果及び各事業部からの活動が報告される経営会議に出席し、コンプライアンスの観点から必要かつ有効な助言・アドバイスを行う。また監査役は、必要に応じて取締役・使用人から報告を受けるとともに、会計監査人に対し監査に関する報告を求める。

このほか内部監査を担当する内部監査室は「内部監査規程」に基づき、業務のモニタリング等を実施し、コンプライアンスの実効性を確保する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は「取締役会規程」、「稟議規程」等に基づき、取締役の業務執行に係る事項を、取締役会または稟議手続をもって、その重要性の度合に応じて決議または決裁し、記録を残す。

取締役会議事録、稟議書、決算に関する計算書類、重要な契約書等、取締役の職務の執行に係る重要書類については、各法令で定める期間保管するものとし、監査役からの閲覧の要請に備えるものとする。

3. 損失の危険に対処する体制

当社は経営に重大な影響を及ぼすリスクを迅速に認識し、その情報を共有するため、取締役及び監査役等によって構成する経営会議またはリスク管理会議を開催（緊急を要する場合はWEB会議で対応）し、リスクの評価とその対応を検討する。また、不測の事態が発生した場合には、顧問弁護士を含む外部のアドバイザーとともに、迅速かつ適切な対応を行い、損失の拡大を防止し、損害を最小限に止める体制を整える。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役は毎月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法定事項や経営に関する重要事項を決定する。

当社は「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等の社内規程を整備し、各役職者の権限と責任の明確化を図り、適正かつ効率的な職務が行われる体制を構築する。

また年度事業計画、中期事業計画の進捗状況や各会議体、各事業部の毎月の動向が経営会議で報告され、是正施策等の検討、決定が行われる体制とする。

5. 企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は「関係会社管理規程」により、経営状態や業務の状況等を常に的確に把握するため、子会社から必要な書類や資料の提出を求めるとともに、内部監査室による監査を原則毎年実施する。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人及びその独立性に関する事項

監査役が必要とする場合は監査役の業務補助のため使用人を配置することとし、その人事については、取締役会と監査役会が意見交換を行うこととする。また、使用人が監査役を補助する間は、取締役からの独立性を確保する。

7. 監査役への報告体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、必要に応じて監査役以外の者を出席させ、報告と意見を求めることができることとし、これにより監査役会に出席する取締役、その他の使用人は監査役会に対し監査役会が求めた事項について説明しなければならない。監査役は、取締役会や経営会議等の重要会議に出席し、決議または報告事項について意見を述べることとする。またすべての稟議書を閲覧し、必要に応じ、取締役または使用人から説明や意見を求める。

なお監査役と代表取締役、会計監査人および内部監査部門等との定期的な意見交換会を設定し、監査の実効性を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「エブレングループ 行動規範」で健全かつ倫理的に行動し、当社の企業活動に対する社会の信頼を維持・向上するために遵守すべき基本的な事項を定めております。

第2章 4項 反社会的行為への関与の禁止において、「金を出さない」「利用しない」「恐れぬ」を基本原則に一切の関係を遮断し、会社を挙げて毅然とした態度で臨むことを定めております。

これらを受け、新入社員に対しては入社時に「エブレングループ 行動規範」を説明し、いつでも確認できるよう社内ホームページに掲載し、社内への周知徹底を図っております。

また本社・八王子事業所では不当要求防止責任者を選任し、東京都公安委員会主催の定期講習を受講し情報収集を行ない、人間事業所、上野事業所、大阪事業所の責任者に選任した事業部長と情報を共有しております。

当社における反社会的勢力排除体制としましては、「反社会的勢力対応マニュアル」及び「反社会的勢力チェック業務手順書」を制定し、所轄部門は管理部経理課として運用を行っております。

新規取引先に関しては、仕入先・販売先(得意先)・経費支払先を含め、全て日経テレコン、グーグルでの情報検索(コンプライアンス・チェック)を行っております。継続取引先に関しては、2年毎にコンプライアンス・チェックを行っております。また、役員等についても上記と同様に、全て日経テレコン、グーグルでの情報検索(コンプライアンス・チェック)を行っております。

基本的に全ての仕入先・得意先・経費支払先の間では、取引先が反社会的勢力である事が判明した場合には契約を解除できる旨の暴排条項を設けた「取引基本契約書」の締結を行っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

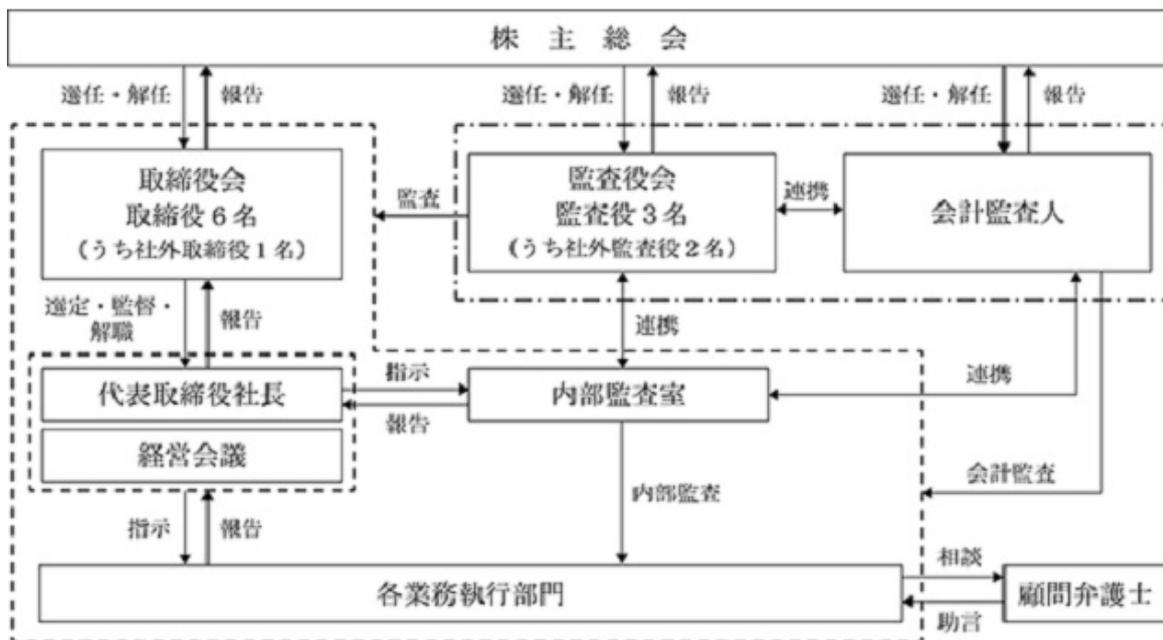
なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

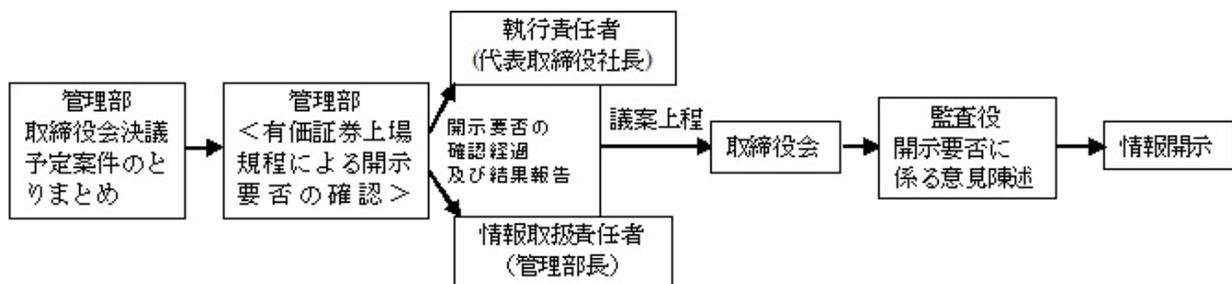
特になし

【模式図(参考資料)】

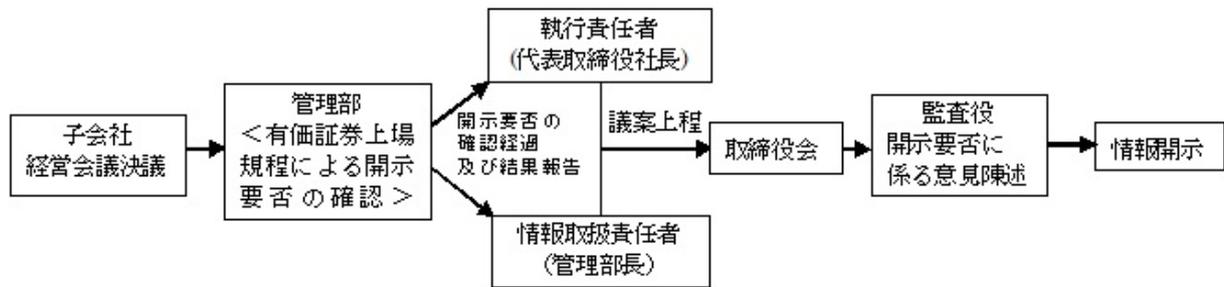


【適時開示体制の概要(模式図)】

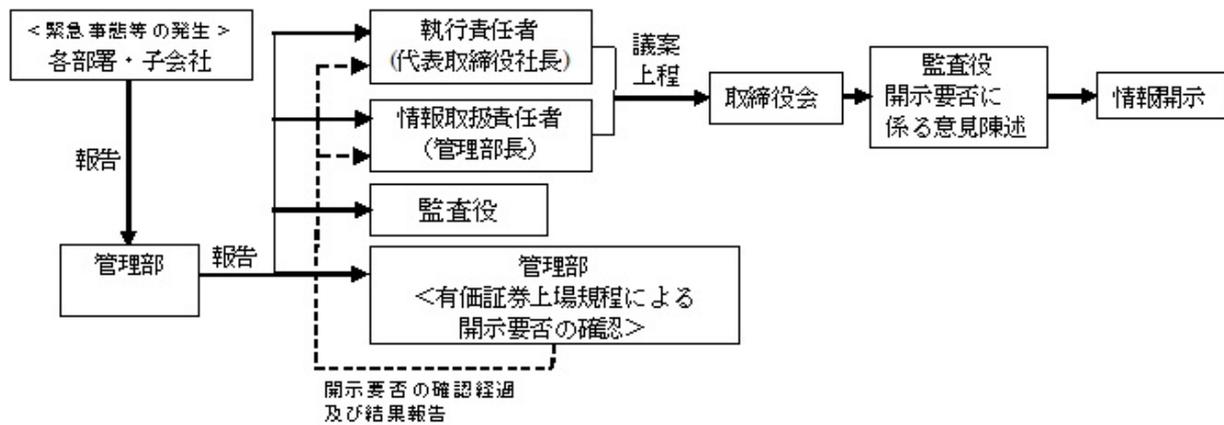
<当社に係る決定事項・決算に関する情報等>



<子会社の決定事実に関する情報>



<当社グループに係る発生事実に関する情報>



以上